

ローカルからグローバルまで、 あらゆるレベルにおいて意思決定過程への 女性の参画の拡大が重要

―第五六回国連婦人の地位委員会 (CSW56)を振り返って―

太田祐子

はじめに

我が国では、政府のいわゆる『二〇二〇年目標』である、「社会のあらゆる分野において、二〇二〇年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも三〇％程度に」（平成十五年六月二十日男女共同参画推進本部決定）の達成に向けて様々な取り組みが行われている。

独立行政法人森林総合研究所においても、文部科学省の

「女性研究者支援モデル育成事業」に採択されたのを機に、男女共同参画と女性研究者支援に関わるさまざまな取り組みを開始し、事業終了後の現在も積極的に進めている。推進本部アドバイザーには、世界的に著名な文化人類学者であるとともに、我が国ジェンダー研究のパイオニアでもあり、男女共同参画の政策を牽引する存在でもある、原ひろ子先生（城西国際大学客員教授）をお願いしている。

原先生の所属する団体からは国連婦人の地位委員会の政府



写真 1 国連ビルと国際婦人の地位委員会（CSW）の垂れ幕

代表が選出されており、毎年NGOサイドイベントを主宰している。今回、原先生に随行し、貴重な知見を得る機会に恵まれたので、ここに報告する。

五六回を迎えた国連婦人の地位委員会（CSW）

「国連婦人の地位委員会」は、一九四六年に設置された国

連経済社会理事會傘下の機能委員會のひとつで、毎年ニューヨーク国連本部においてジェンダー平等や女性の地位向上に関する様々な話題を議論し、経済社会理事會に勧告・報告・提案等を行う組織である。今年の第

五六回委員會は、二〇一二年二月二十七日から三月九日に開催され、一五〇を超える国と地域の代表が参加した。日本からは、橋本ヒロ子代表（十文字学園女子大学副学長・岡島敦子氏（内閣府男女共同参画局長）ほか、農林水産省担当者、NGO代表、国連代表部担当者などからなる代表団が参加した。委員會では毎年優先テーマに沿った議論が行われるが、今年のテーマは「農山漁村女性のエンパワーメント及び貧困・飢餓撲滅・開発・今日的課題における役割（“the empowerment of rural women and their role in poverty and hunger eradication, development and current challenges”）」¹⁾。農山漁村女性の経済的支援と、ジェンダーに配慮したガバナンス及び制度整備等に関する内容であった。代表団からは、政府が「第三次男女共同参画基本計画」において、「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」を重点分野として掲げていること、農業分野における「家族経営協定」の普及、「第六次産業化」の推進、「女性起業家枠」の設定など、女性の活躍に向けた支援の充実および強化に努めていることについて発表した。また、国際機関との連携によるジェンダー支援を重視することでUN Women⁽¹⁾に対して積極的に貢献していく旨を表明した。

委員會の成果

委員会の目指すゴールとしては、合意結論の採択と、各国等から提出された決議案の採択がある。これらの結論および決議には政治的な拘束力はないが、国連採択文書として、各国政府に制度等の改革を促す根拠となる。合意結論については、通例、会期末までに文書がまとめられて発表されるが、今回は会期を一週間延長しても結論が出ず、残念ながら採択されなかった（なお、後日、議長の所見が公表される予定とのことである）。

しかし、日本政府提出の決議案「自然災害とジェンダー」については、その他の六本の決議案とともに無事採択された。東日本大震災が女性（さらには子ども、高齢者、障害者等いわゆる災害弱者）により大きなインパクトを与えていることを受けて、今回の経験や教訓、課題を各国と共有し、より女性等に配慮した災害への取組を促進することを求める内容で、「防災、災害救援、復旧復興のすべての段階にジェンダー視点を取り入れ、かつ意思決定過程に女性の参画を確保する」とするものであった。実は、五六回の回を重ねた委員会では、我が国政府が決議案を提出したのは初めてのことで、日本のメディアでも多数報道されている。

国連婦人の委員会NGOフォーラム(NGO/CSW)
さて、こうした公式の委員会と並行して、NGO主催のサ

イドイベント(NGO/CSWフォーラム)も開催された。委員会とNGOフォーラム(CSW/NGO)は、いわば車の両輪の関係にあり、フォーラムの中で各国NGOは情報交換・共有を行い、意見をまとめたり、新たなネットワークを立ち上げたりして、委員会や各国政府への働きかけにつなげている。



写真 2 サイドイベントの様子

今回のフォーラムには約三〇〇のNGO団体、四千名を超える参加者があり、三月二十六日に行われたNGO/CSWの開会式は右も左も女性ばかりで、大変な熱気に溢れたものとなった。日本からは一つのサイドイベントと三つのパレレルイベント

が開催され、その一つが「災害・復興とジェンダー平等―東日本大震災と津波」（国連NGO国内婦人委員会、国際婦人年連絡会、日本女性監視機構主催、国連代表部後援、三月一日、於国連本部ノース・ロビービルディング）で、原先生がパネリストを務められた。災害直後の物資および情報提供、医療支援、現地女性センターを通じた直接的効果的な資金支援、福島第一原発事故による農業への打撃などについて発表がなされ、定員をはるかに超える九〇名以上が参加し、非常に活発な議論が行われた。

我が国の現状と課題

以上のように、委員会及びフォーラムは実りあるものとなったが、冒頭で紹介した高い政府目標にもかかわらず、我が国の現状には厳しいものがある。

表1 農林漁業人口に占める女性の割合

単位：千人、%

	1990	1995	2000	2005	2008	2009	2010
農業							
就業者数	5653	4140	3891	3353	2986	2895	2606
女性就業者数	3403	2372	2171	1788	1597	1546	1300
女性割合	62.2%	57.3%	55.8%	53.3%	53.5%	53.4%	49.9%
林業							
就業者数	108	86	64	47	—	—	—
女性就業者数	18	14	11	7	—	—	—
女性割合	16.4%	16.6%	16.8%	15.0%	—	—	—
漁業							
就業者数	371	301	260	222	212	222	201
女性就業者数	67	54	44	36	32	34	30
女性割合	18.1%	17.9%	16.9%	16.3%	15.1%	15.3%	14.8%

表2 農林漁協組合役員における女性の割合の推移

単位：千人、%

	1990	1995	2000	2005	2008	2009	2010
農協役員数	68,611	50,735	32,003	22,799	20,074	19,595	
女性数	70	102	187	438	605	690	
女性割合	0.1%	0.2%	0.6%	1.9%	3.0%	3.5%	
森林組合役員数	—	—	—	13,094	10,746	10,358	
女性数	—	—	—	25	34	35	
女性割合	—	—	—	0.2%	0.3%	0.3%	
漁協役員数	22,022	20,449	17,974	13,861	11,125	—	
女性数	22	29	43	45	32	—	
女性割合	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	—	

日本女性監視機構（2012）日本における農林漁業女性のエンパワーメント～東日本大震災・原発被害からの復興と課題～、報告書、日本女性監視機構発行に掲載された表を一部改変。

この表は農林水産省農林業センサス、農業構造動態調査、森林組合一斉調査、総務省国勢調査、水産庁漁業就業動向統計年報を元に作成された。

たとえば、我が国の国会議員（衆議院議員）に占める女性割合は一一・三％（二〇一一年三月現在）、一九二の国と地域の国会議員（下院または一院制）の女性割合の中で二二一位（『男女共同参画白書』平成二十三年度版）である。また、我が国の科学者に占める女性割合は一三・六％（二〇一〇年三月三十一日現在）で、調査されている先進諸国三六カ国中、平成十九年に韓国に抜かれて以来ここ数年間最下位を抜け出せていない。「東日本大震災復興構想会議」においては一五人のメンバーのうち女性は一人にすぎず、この状況は現在の県等の災害復興関連会議、防災会議においても同様の状況である。

また、農林業分野についてみると、日本の農業就業人口における女性割合は約五〇％、林業においては一五％（二〇〇五年）であるが、団体の役員に占める女性割合になると、農協役員では三・五％、森林組合役員では〇・三％（二〇一〇年）になってしまふ（表1、2）。

「社会のあらゆる場面に女性が参画し、その能力を発揮することが社会全体の多様性を高め、元気な日本を取り戻す鍵である」（二〇一二年、野田総理大臣施政方針演説）ことを強く認識して今後取り組みを進めなくてはならない。

林業分野への期待

「林業は女性を必要としている」と題して「ノルウェー女性

林業協議会」の紹介が『山林』二〇一二年一月号に掲載されている（佐藤二〇一二）。ノルウェーではジェンダー平等の視点から私有地権法を改正し、長男に与えられていた相続の優先権を「第一子」とした。それをきっかけに「女性林業協議会」が設立され女性林業家への支援を行った。その結果、ノルウェーの私有林所有者に占める女性比率は一〇年間で七ポイント上昇し、二〇〇八年には二四％になったという^②。また、本誌二〇一一年七月号掲載の「チェンソーウーマン」も一つのヒントである。「女性の視点は、安全な作業技術の開発にも有効ではないか」と多様な視点の重要性を指摘している。

わが国の林業分野の女性参画に関する施策としては、森林・林業基本計画（平成二十三年七月閣議決定）「第三（二）人材の育成・確保等」において、「（前略）女性の林業経営への参画、女性林業者のネットワーク化等を促進する。」と定められている。

これまで、林業は危険で力の要る仕事とされ、女性の参画は進んでいなかったが、現在「森林・林業再生プラン」の下で進められている高性能林業機械化と路網整備は、林業労働を革新しようとしている。「六次産業化」には、消費者の目線で「魅力ある商品」に仕立て上げる女性のチカラが欠かせない。

林業就業者数が一九六五年に比較して三分の一以下に減少し高齢化が進むなか、女性の参画と、それを支えるネット

ワークが必要であろう。

平成二十二年度版の林業白書に「事例Ⅳ―2 女子のチカラで林業を盛り上げたい! 林業女子会」として京都の林業女子会について紹介されている。林業女子会は、静岡、栃木、岐阜にも設立され、少しずつ広がりを見せている。都道府県の林業関係者を中心としたネットワークには、「レディースネットワーク21」があり活発に活動を行っている。

遅まきながら学術分野でも、二〇一二年三月に宇都宮大学で開催された森林学会大会中に男女共同参画企画でラウンドミーティングが開催され、専門や機関を超えた男女共同参画のネットワークの第一歩を踏み出している。

今後、「林業」をキーワードに、さらにネットワークが広がり、それが「あらゆるレベルでの女性の意思決定過程への参画」にもつながることを期待したい。

謝辞

今回、CSW/NGO参加の機会を与えてくださいました城西国際大学の原ひろ子氏、(財)アジア女性交流・研究フォーラムの皆様にご指導いただきました日本女性監視機構(JAWW) 田中正子氏、青木玲子氏、城西国際大学の石川美幸氏、小林美津子氏他皆様にお礼申し上げます。

注及び参考文献

(1) 二〇一〇年七月の国連総会決議において既存のジェンダー関連四機関(ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)の統合・強化を図ることが決定され、二〇一一年一月に新たな独立機関として「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」が発足し、トップは事務総長に次ぐ地位の事務局長(事務次長)となるなど、国連組織においても意思決定過程へ女性が参画するための大きな改革が行われた。改革の原動力となったのは、三〇〇を超えるNGOの世界規模のネットワークGEARキャンペーン(The Gender Equality Architecture Reform Campaign)の精力的な活動であり、同キャンペーンのワーキンググループAsia Pacific Women's Watch(APWW)の代表は原先生であった。

(2) 佐藤宣子(二〇一二) 欧州林業演義(10) 林業は女性を必要としている―「ノルウェー女性林業協議会」設立の背景と活動―、『山林』二〇一二年一月号、三八―三九

(3) 田村早苗(二〇一二) みちのく森の聞き語り(3) チェンソーウーマン、『山林』二〇一一年七月号、四八―四九

(森林総合研究所森林微生物研究領域・チーム長
(前企画部男女共同参画室長))